

○人権擁護都市宣言

平成5年 12 月 21 日議決

人権擁護都市宣言

すべて国民は、個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有する。

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であり、その享有は何人にも妨げられず、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないと日本国憲法は定めている。

しかし、現実の社会においては、今なお法の下での平等の原則がそなわれ、さまざまな人権侵害の事実が存在することを思うとき、今こそ市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が擁護される社会を築かねばならない。

よって門真市は、真に差別のない明るい社会の実現をめざして、ここに「人権擁護都市」を宣言する。